

## 事後審査型一般競争入札公告共通事項書

第1 本書で定める事項は、甲佐町が実施する事後審査型条件付一般競争入札について適用する。

### 第2 書面による入札参加

電子入札システムを利用して行う入札に、書面により参加しようとする者（電子入札システムの利用者登録を行った者に限る。）は、甲佐町電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準の規定により、あらかじめ、町に紙入札移行承認願を提出し、承認を受けなければならない。

### 第3 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

1 入札に参加する者は、入札参加届出書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

なお、予定価格が5千万円以上の工事については、第19に掲げる事項に留意すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 甲佐町の指名競争入札参加資格者として登録をされている者であること。
- (3) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
- (4) 甲佐町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年甲佐町告示第21号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (7) 入札公告に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (8) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す経営事項審査の総合評定値（審査基準日が入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属するもので最新のもの）が入札公告に示す要件を満たしていること。
- (9) 営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。

なお、「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所（入札公告に示す建設工事の種類に係る建設業の許可を有するものに限る。）をいう。「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表に示された「主たる営業所」をいい、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所で、通常は本社、本店を指す。

2 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める条件を満たす者を構成員とし、かつ、共同企業体の結成に当たり次に掲げる条件をすべて満たすことを要する。

- (1) 当該工事に関し、2以上の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率の者であること。
- (3) すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること（2者による共同企業体で最低出資

比率が30%以上)。

(4) 当該工事について、共同企業体としての入札参加者資格の認定を受けること。

(5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

他の会社の役員又は同一の個人が所有している議決権の数の割合が議決権の総数に対して100分の50以上である会社同士の場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、入札公告に示す施工実績、配置予定技術者に関する事項及びその他の条件をすべて満たさなければならない。

ただし、配置予定技術者については、法第7条第2号（特定建設業許可を有する者にあつては同法第15条第2号）の規定により、営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者（営業所専任技術者）でない者とする。

#### 第4 競争参加資格の確認に必要な提出書類

1 競争入札に参加しようとする者は、(1)の書類を提出しなければならない。

また、第14により落札候補者となった者は次に掲げる(2)から(8)のうち入札公告において指定する書類を提出しなければならない。

ただし、開札の結果、複数の工事について落札候補者となった場合において、入札公告に示す要件を満たす配置予定技術者を専任で配置できなくなるときには、提出してはならず、契約の辞退を書面により申し出なければならない。

(1) 入札参加届出書（以下「届出書」という。別記様式1）。共同企業体による参加の場合は、建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）、業態カード、建設工事共同企業体協定書（写）も提出すること。

(2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。別記様式2）

(3) 入札公告に示す営業所の所在地が熊本県以外の地域を含む場合は、当該営業所の所在地を証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し

ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し（別表を含む。）

(4) 入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（最新のものに限る。）の写し

(5) 同種工事の施工実績調書（以下「実績調書」という。別記様式3）及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム」（以下「CORINS」という。）に登録されている竣工時カルテの写し

ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）

その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等）

(6) 配置予定技術者の資格及び施工経験調書（以下「資格等調書」という。別記様式4）及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

ア CORINSに登録されている竣工時カルテの写し

ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）及び現場代理人・主任（監理）技術者通知書の控の写し

また、現場代理人又は主任（監理）技術者以外の役職に従事し、CORINSの竣工時カルテで確認できない場合は、当該工事の施工体系図、組織図等配置予定技術者が当該工事に従事したことがわかる書類の写し

その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等）

イ 入札公告に掲げる資格等を有することを証する免許・資格等、国土交通大臣の認定書、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、卒業証書等の写し、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書等

ウ 審査基準日以前3か月間の雇用関係を監理技術者資格者証の写しにより確認できない場合は、健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し

(7) 役員及び株主(出資者)調書（別記様式5）

(8) 上記(1)から(7)のほか、入札公告において定める書類

## 2 提出書類作成に係る留意事項

1の(5)及び(6)については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。件数は入札公告に特別な定めがない限り、各1件とする。

## 第5 届出書、申請書等の提出方法

### (1) 届出書等の提出方法

競争入札に参加しようとする者は、届出書等（第4の1の(8)のうち入札公告において指定する書類）を入札公告に示す期間中に、入札公告に示す入札担当課へ、入札公告に示す方法により提出すること。

### (2) 申請書等の提出方法

落札候補者は、申請書等（第4の1の(2)から(7)のうち入札公告において指定する書類）を入札公告に示す期間中に、入札公告で示す場所へ、入札公告に示す方法により提出すること。

申請書等を期限までに提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、落札者として決定されない。

### (3) その他

ア 届出書及び申請書を書面により提出する場合は、押印すること。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

カ 町は、提出書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

## 第6 設計図書の閲覧及び貸出又は配付

設計図書は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す場所において、入札公告に示す方法により、閲覧、貸出し又は配付を行う。

## 第7 質問書の提出及び回答

1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により提出すること。

2 当該質問に対する回答は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧に供する。

## 第8 最低制限価格の設定

- 1 工事の入札については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設ける。そのため、最低制限価格に満たない入札価格を提示した者は失格とする。
- 2 最低制限価格は、落札者の決定後、入札価格とともに速やかに公表する。

## 第9 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし国債・県債のほか銀行が振出し又は支払保証をした小切手若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 第10 入札方法等

- 1 入札に参加するものは、電子入札システムにより、入札公告に示した入札期間中に入札すること。  
書面による入札の場合は、入札書を紙入札移行承認願(町の承認印のあるもの)の写しとともに、入札公告に示した開札日時に、入札公告に示した場所へ郵送(書留郵便)によること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は1回とする。

## 第11 工事費内訳書の提出

- 1 電子入札システムによる入札の場合は、入札書とともに入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を添付すること。書面による入札の場合は、入札書とともに、入札公告に示した開札日時に入札公告に示した場所へ郵送(書留郵便)によること。
- 2 提出後の差し替えについては、入札公告に示す入札・契約担当課の承諾を得た上で、入札公告に示した開札日時に入札公告に示した場所へ郵送(書留郵便)によること。
- 3 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事区分、工種、種別、細別(建築工事については種目、科目、中科目)まで記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、設計図書に示した項目以外の項目(端数処理を除く)は認めない。
- 4 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- 5 工事費内訳書の提示がない場合は、入札を無効とする。また、工事費内訳書等に不備がある場合も無効となることがあるので注意すること。

## 第12 開札及び落札保留

- 1 電子入札システムにより開札する場合を除き、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- 2 開札後、電子入札システムにより入札した者に対し、落札保留通知を送付する。また書面により入札した者に対しては、直ちに落札候補者に落札保留の旨を宣言する。

### 第13 入札の無効

甲佐町競争契約入札心得（平成5年6月15日告示第23号）第8条に該当する入札、届出書、申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

### 第14 落札候補者の決定方法

1 開札後、甲佐町財務規則第83条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札候補者とする。

ただし、第8により最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格を提示した者を落札候補者とする。

2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムにおける電子くじにより落札候補者を決定する。

なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に落札候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除き電子くじにより落札候補者を決定する。

### 第15 競争参加資格の確認、落札者の決定

1 落札候補者の競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を落札者決定通知書により入札参加者全員に通知する。

2 落札候補者の競争参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争参加資格確認通知書によりその旨を通知し、次に低い価格を提示した者から順に申請書等の提出を求め、競争参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。また、落札候補者から要件を満たす技術者を専任で配置できないことを理由に辞退の申出がなされたときも同様とする。

### 第16 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで入札担当課において閲覧に供するとともに、入札情報公開サービスに掲載する。

### 第17 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

1 競争参加資格がないと認められた者は、町長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、入札公告に示した期間内に、入札公告に示した場所へ、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

2 説明要求に対する回答は、入札公告に示した日までに書面により回答する。

### 第18 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、甲佐町公共工事請負契約約款（平成9年3月28日告示第13号）によるものとする。

### 第19 予定価格が5千万円以上の工事に係る留意事項

1 予定価格が5千万円以上の工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する町議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、町議会の議決後本契約となる。

2 落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が第3に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかった場合においても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

### 第20 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 この共通事項書及び入札公告に記載する日時、日数、期間については、甲佐町の休日を定める条例（平成2年10月2日甲佐町条例第14号）第1条に規定する甲佐町の休日を含まず、午前9時から午後5時まで（電子入札システムの利用時間は午前6時から午前0時まで（入札期間の最終日の終了時間を除く。））とする。（入札情報公開サービス掲載内容を除く。）。
- 3 入札参加者は、甲佐町競争契約入札心得、甲佐町電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準及び甲佐町公共工事請負契約約款を遵守すること。
- 4 書面により入札に参加する場合は、開札前に参加者の本人確認を行うため、入札事務担当職員の確認を受けること。
  - (1) 本人の場合：名刺など本人を確認できる書類を提出すること。
  - (2) 代理人の場合：委任状を提出すること。
- 5 工事費内訳書等を電子入札システムにより提出する場合は、提出する資料名及び会社名をファイル名に付して提出すること（ファイル名の例：〇〇工事 内訳書 □□建設）。
- 6 落札者は、第3の資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。